

児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること  
(施策番号VI-4-1)

添付資料

# 児童虐待防止対策の経緯

## 児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12年11月施行)

・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ・住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成16年10月以降順次施行)

・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成19年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成20年4月施行)

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

平成20年

児童福祉法の改正(一部を除き平成21年4月施行)

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

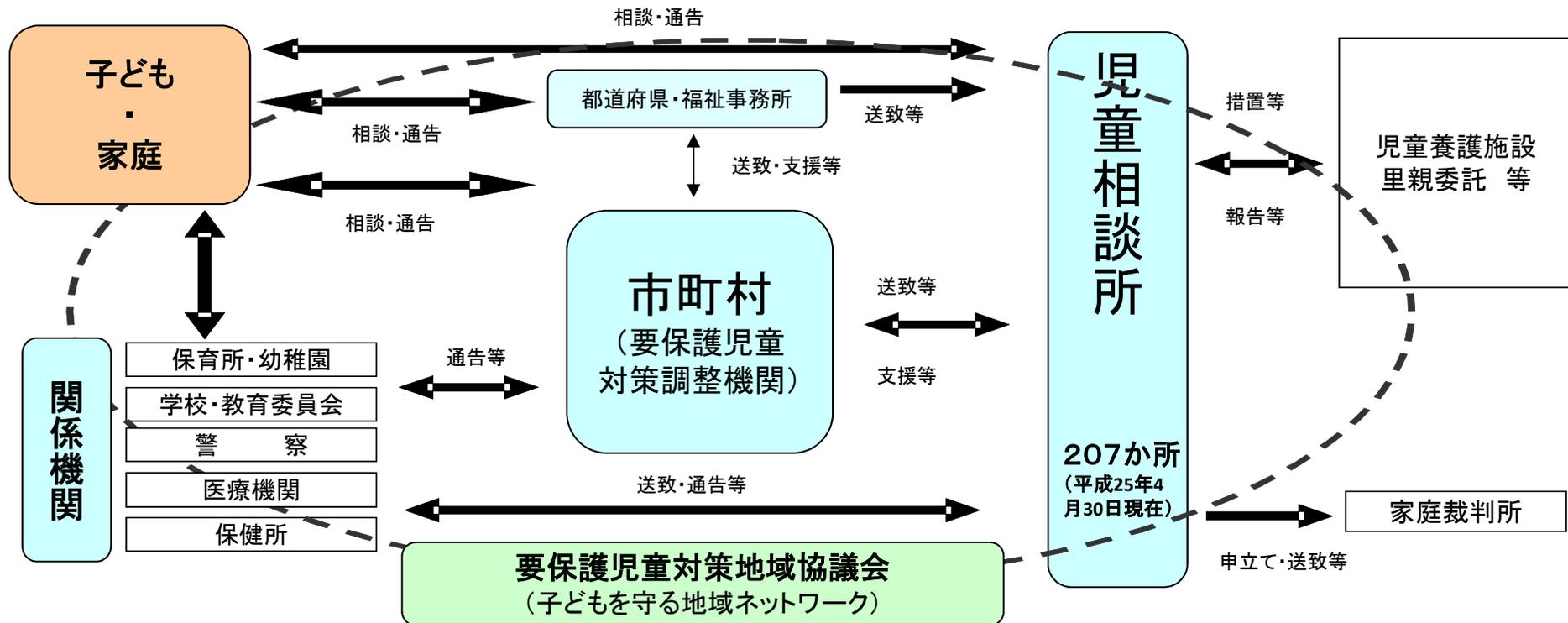
平成23年

児童福祉法の改正(一部を除き平成24年4月施行)

・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与 ・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定 ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

# 地域での児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成24年度 73,200件
- 各市町村単位で、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置が進んでいる(平成24年4月1日現在、98.4%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.7%))。
- 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



# 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)について

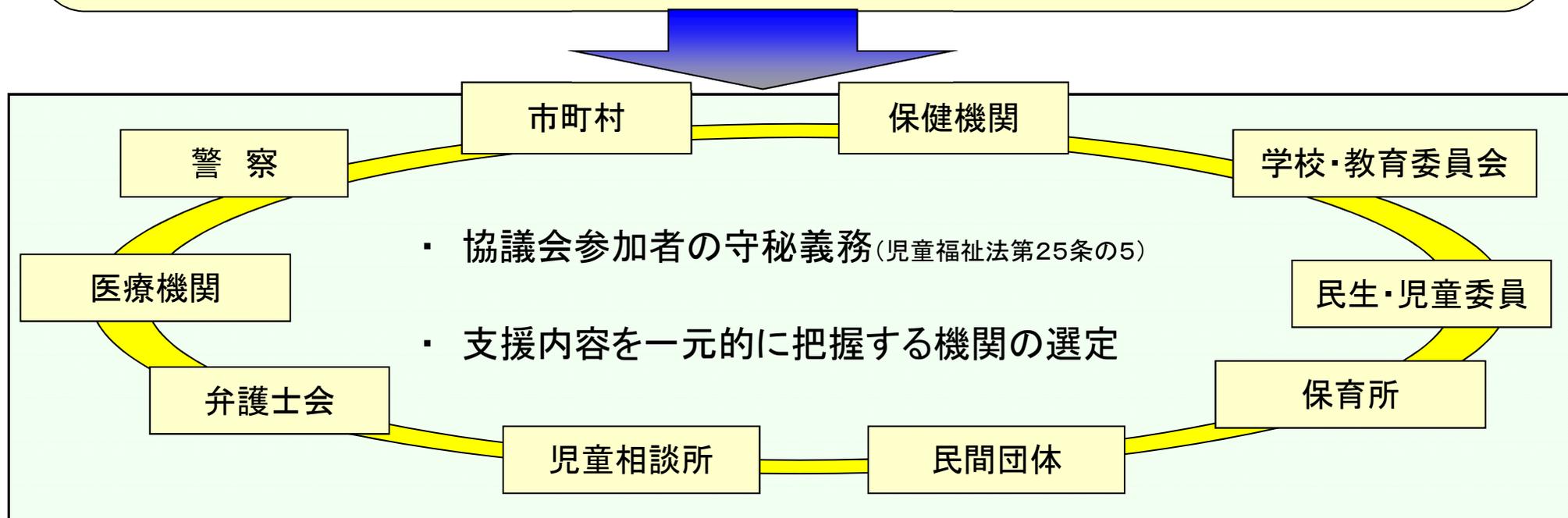
## 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



# 社会的養護の基本理念と原理 「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」（平成23年7月）

## 社会的養護の基本理念

- ① 子どもの最善の利益のために ・児童福祉法第1条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」  
・児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体で子どもを育む ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

## 社会的養護の原理

- ① 家庭的養護と個別化： ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援： ・未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。  
愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援： ・虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。  
安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働： ・親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ： ・アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。  
様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援： ・入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。  
虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

## 社会的養護の基盤づくり

- 大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 家庭的養護を推進していくため、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態に変えていく。  
また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

# ・施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

## 児童養護施設

大舎(20人以上)  
中舎(13~19人)  
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか  
就学児童5.5:1  
3歳以上 4:1  
3歳未満2:1

595か所  
定員34,044人  
現員28,831人

## 地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直

25年度269か所→26年度目標300か所

## 小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)  
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直 を加算

25年度943か所→  
26年度目標 800か所達成済(乳児院等を含む)

## 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者 合わせて3人

25年度218か所  
→26年度目標  
140か所達成済  
→将来像1000か所

## 里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数 9,392世帯  
うち養育里親 7,505世帯  
専門里親 632世帯  
養子縁組里親 2,445世帯  
親族里親 471世帯

委託里親数 3,487世帯  
委託児童数 4,578人

→26年度目標  
養育里親登録 8,000世帯  
専門里親登録 800世帯

## 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

131か所  
定員3,857人、現員3,069人

里親等  
委託率  $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

25年3月末 14.8% →26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1  
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

## 児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援  
25年度113か所  
→26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

登録里親数、委託里親数、委託児童数は、平成25年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成25年10月1日家庭福祉課調べ。

# 里親支援の体制整備について

## (1)里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

## (2)里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



## 里親支援の体制整備

### (1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定  
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト(里親の休養のための一時預かり)

### (2)(1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員 (25年10月現在:207児相中150人)
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員(平成25年10月現在:226か所)  
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。  
このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。  
(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

# 家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

## 家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・ 都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・ 家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・ 家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

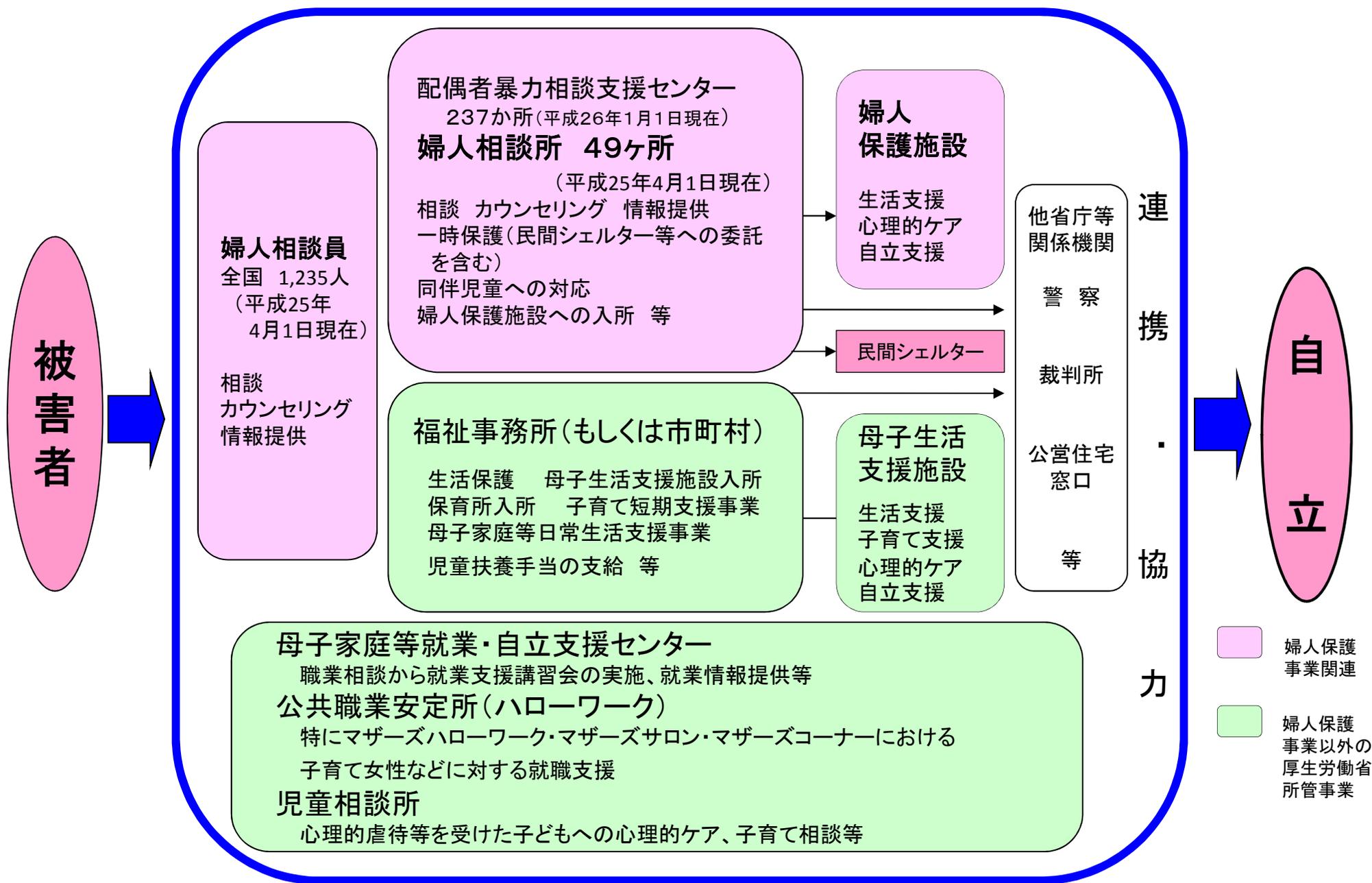
## 都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・ 推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・ 平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・ 指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

# 厚生労働行政における婦人保護事業関係機関（概要）



# 婦人保護事業の各機関

(26年度 予算額)

## 婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成25年度)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応  
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約9億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応  
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約2千万円)

## 婦人相談員

- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1, 235人(平成25年4月1日現在)  
都道府県 453人、市(特別区含む) 782人
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 婦人保護施設

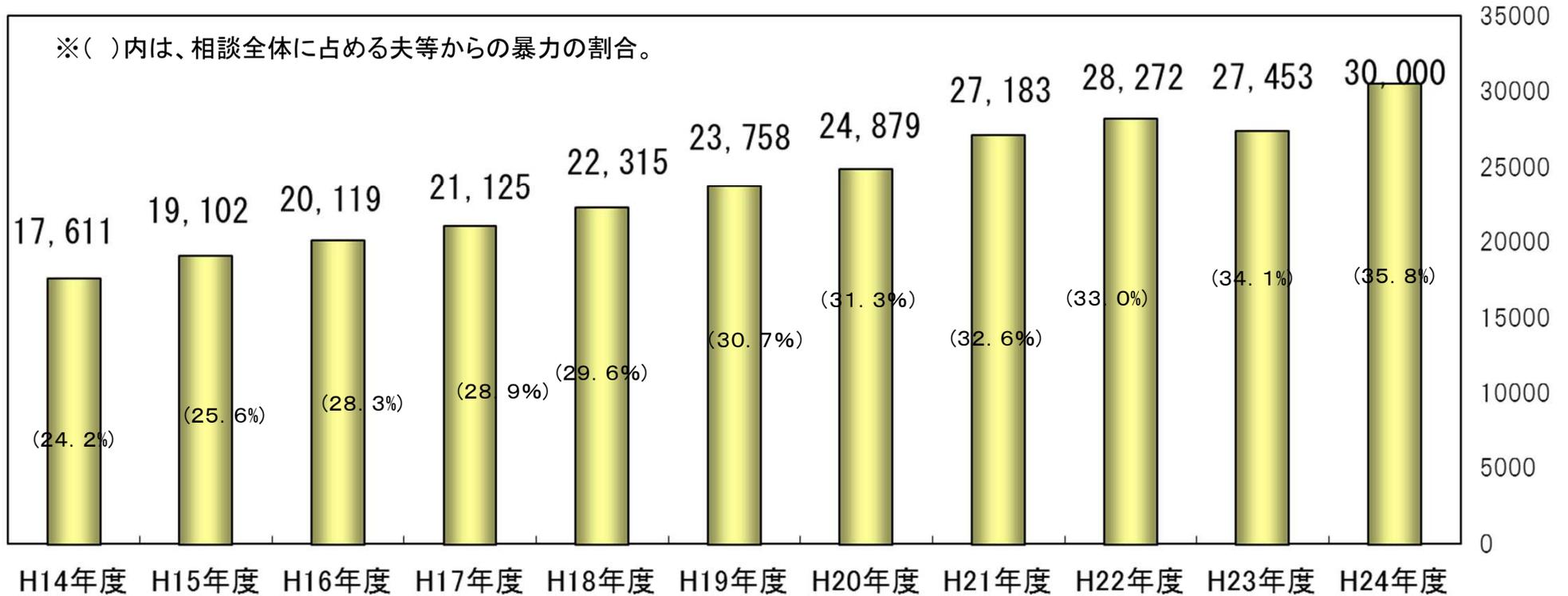
- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に49か所(平成25年度)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応  
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約12億円)

# 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所ガイドライン（概要）

「婦人保護事業の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」(平成24年度)において婦人相談所の役割についての見直しが指摘され、婦人相談所の対応の違いによって、受けるべき支援サービスの内容に格差が生じないように、全国の婦人相談所が実施する業務内容を改めて明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、全国共通の業務の指標となるガイドラインを策定。(平成25年度の研究事業として、平成26年3月31日発出。)

## 内容

※本ガイドラインは、婦人相談所のDV被害女性に対する支援体制の整備に資するものである。

### I. はじめに

### II. ガイドラインの性格と位置づけ

### III. 婦人相談所における支援の理念

1. 理 念
2. 婦人相談所の役割
3. 婦人相談所が行う業務の全体像

### IV. 支援上の留意点

1. 支援のための準備
2. 支援の開始
3. 支援方針の検討(入所調整会議)
4. 一時保護
5. 自立支援  
(相談所が行う自立支援)

### 6. 施設入所

### 7. 民間シェルターとの連携

### V. 証明書の発行

### VI. 安全確保の徹底(加害者対策)

### VII. 都道府県内相談機関のスーパーバイズ、研修の実施

### VIII. 職員の専門性の向上

### IX. 広報啓発

### X. 権利擁護・苦情解決等

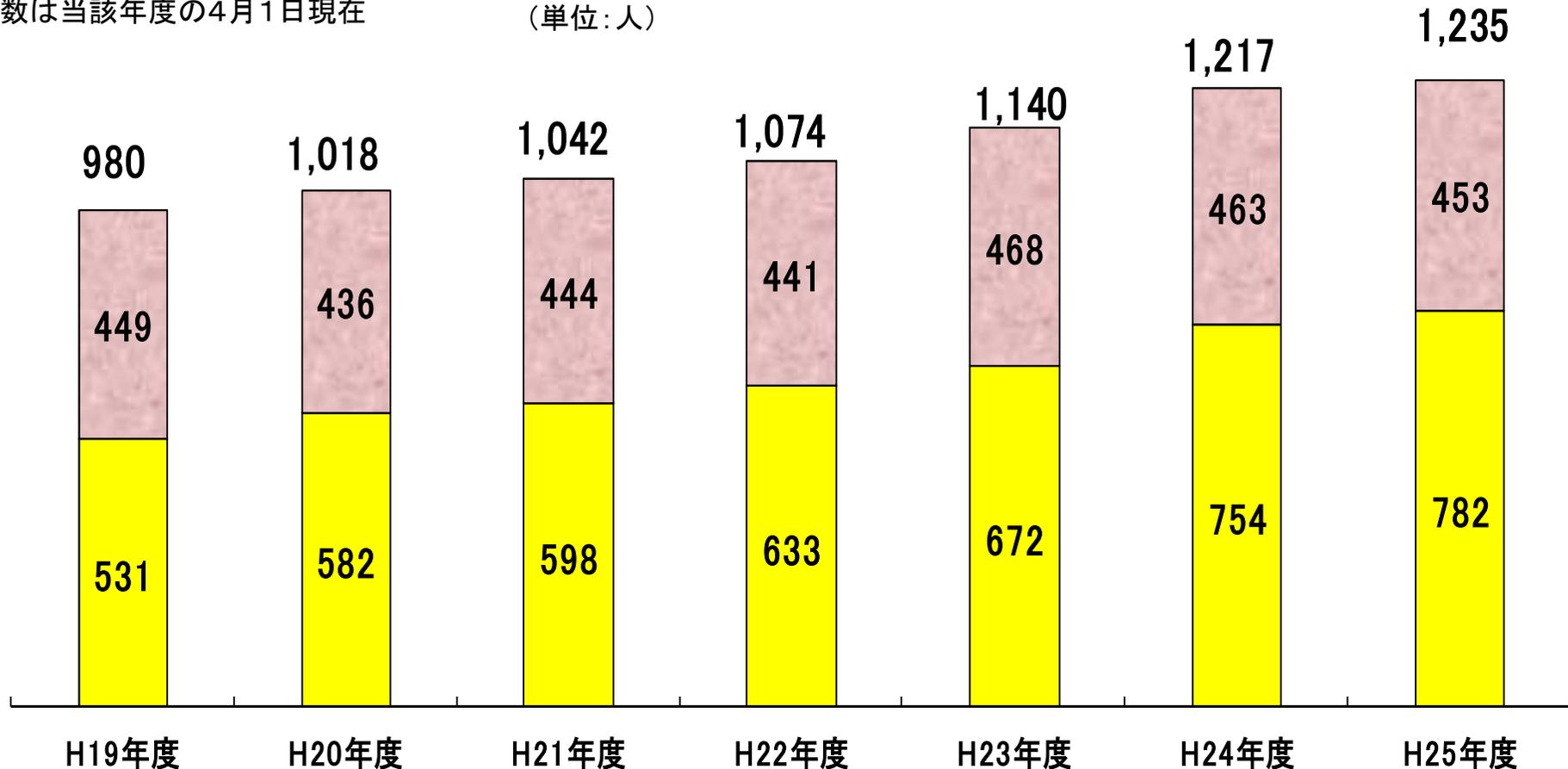
### XI. おわりに

# 婦人相談員の推移

○婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。  
○婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が大きい。

市 都道府県

※人数は当該年度の4月1日現在 (単位:人)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)